

「明和町事業所設置奨励条例」の一部改正について

内 容

1. 条例改正の趣旨

明和町では、産業振興と雇用促進などによる地域の活性化を目的とした「明和町事業所設置奨励条例（平成17年9月22日施行）」の一部を改正し、制度の拡充をしました。

この制度は、一定の要件を満たす事業所の新設又は増設に対する奨励措置として、事業者に奨励金を交付するものです。

2. 概要

（1）名称

明和町事業所設置奨励条例

（2）施行年月日

平成24年7月1日

（3）制度の概要

対象業種：要件を満たした事業者

対象地域：町内全域

対象要件：事業者〔法人・個人〕による事業所の新・増設に

において、投資額が5千万円以上。

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

①「三重県の交付する補助金等からの暴力団排除要綱別表一」に該当する者

②明和町総合計画の方針に基づいたものでない者

③町長が指定することが適当でないと認める者

④町税を滞納している者

※新・増設した事業所の事業開始後30日以内に奨励措置指定申請が必要です。

奨励措置の概要：①奨励金交付期間＝事業を開始した年度から3年間

②奨励金交付額＝固定資産税相当額に対し

て1年目100/100（町内の工業団地内に事業所を設置し、事業を開始した場合（以下「工業団地内操業」という。）にあつては150/100）

2年目75/100（工業団地内操業にあつては100/100）

3年目50/100（工業団地内操業にあつて

は 75/100)

奨励金の算定基礎となる固定資産税相当額は、事業所の新・増設に係る土地・家屋・償却資産にかかる分（各事業者所有分）。ただし、賃貸事業の用に供するものを除く。

③加算措置＝事業所の新・増設に伴う新規雇用正社員（明和町に住所を有する者）1人の雇用につき25万円、新規雇用正社員（明和町に住所を有する者）が障がい者である場合は、1人の雇用につき35万円を基準年度から3年間を上限に、奨励金の額に加算して交付することができます。

※なお、3年間の奨励金合計限度額は加算措置の金額を含め1億円です。

(5) その他 平成28年3月31日までの時限措置。

『明和町事業所設置奨励条例』（平成17年9月22日施行）

産業振興と雇用促進等による地域の活性化を目的とし、「明和町事業所設置奨励条例（平成28年3月31日までの時限）」を設け、一定の要件を満たす事業所の新設または増設に対する奨励措置として、事業所に奨励金を交付します。

現行

改正案

要件

新たな家屋の設置を伴う事業所の新・増設において、
① 投資額が1億円以上
② 新規雇用常用従業員が5人以上
を満たすもの。

要件

新たな施設等（土地、家屋、償却資産）の取得において、投資額が5千万円以上

課題

機械化が進んだ製造業種などの中
小企業においては、雇用を増やすこ
とは容易ではない。

交付金額

前年度に納付した、新・増設に係る土地・家屋・償却資
産の固定資産税相当額に対し、
1年目：100/100 2年目：75/100 3年目：50/100を
交付する。
※3年間の奨励金合計額は1億円を限度とする。

交付金額

新・増設に係る土地・家屋・償却資産の固定資産税相当額に
対し、
○町内の工業団地以外で操業をした場合は、
1回目：100/100 2回目：75/100 3回目：50/100
○町内の工業団地内で操業をした場合は、
1回目：150/100 2回目：100/100 3回目：75/100
※交付額の算定については、半島振興法に基づく固定資産税
の特例措置を受けないものとして算定をする。
※3年間の奨励金合計額（加算措置の金額を含む）は1億円
を限度とする。
○明和町に住所を有する者を新たに正社員として雇用した場
合は、1人につき25万円を基準年度から3年間を上限に交
付金額に加算。
※上記正社員が障がい者である場合は、1人につき35万円

課題

半島振興法に基づく固定資産税
の特例措置を受けると、奨励金のメ
リットが低くなる。

対象業種と地域

対象事業種：全業種
※「三重県の交付する補助金等からの暴力団排除要綱別表
一」に該当する事業所は対象外。
対象地域：明和町内全域

課題

一部業種においては、施設等が建
設されることにより、町の財政を圧
迫することになる可能性がある。

対象業種と地域

対象事業種：全業種
※「三重県の交付する補助金等からの暴力団排除要綱別表一」に該
当する事業所、明和町総合計画の方針に基づいたものでない者、
又は町長が指定することが適当でないとする事業所は除く。
対象地域：明和町内全域